

事業者の方へ

福祉用具購入費・住宅改修費の受領委任払い制度について

介護保険での福祉用具購入費及び住宅改修費は、「償還払い制度」が原則となっています。海老名市では「償還払い制度」のほか「受領委任払い制度」を導入します。

「受領委任払い制度」を利用するには、事業者が市へ登録を行なったうえで、利用者が受領委任払い利用の申請をする必要があります。

○居宅介護支援事業所・地域包括支援センターの方へ

「受領委任払い制度」を利用する場合、福祉用具販売事業者又は住宅改修施工事業者が市へ登録を行なっている必要があります。登録事業者の情報は市ホームページ又は介護保険課窓口で案内をしています。事業者情報は定期的に更新されますので、その都度ご確認ください。

なお、従来通り「償還払い制度」の利用も可能です。「償還払い制度」利用の場合、市への登録事業者以外もご利用いただけます。

○受領委任払い取扱事業者の方へ

1. 事業者登録

受領委任払い取扱事業者として登録をする場合は、海老名市介護保険課へ「介護保険福祉用具購入費・住宅改修費受領委任払い取扱事業者登録届出書」を提出します。

登録された事業者へは「介護保険福祉用具購入費・住宅改修費受領委任払い取扱事業者登録通知書」を送付します。通知書に記載された登録年月日以前の販売・施工については受領委任払いが認められませんのでご注意ください。

2. 事業者の変更、受領委任払いの廃止について

市へ登録を行なった事項に変更が生じた場合は、すみやかに「介護保険福祉用具購入費・住宅改修費受領委任払い取扱事業者登録事項変更届出書」を提出してください。

なお、受領委任払い事業の廃止の場合も、届出書の提出が必要となります。

※事業者の登録情報は市ホームページ又は介護保険課窓口で案内をしています。届出書の提出が遅れる場合は、お電話等にてご一報ください。

3. 利用申請書の提出

利用者が受領委任払いによる利用を希望する場合、支給申請（住宅改修の場合は事前申請）に併せて「受領委任払利用申請書」を提出する必要があります。「受領委任払利用申請書」には販売・施工事業者の基本情報や振込先情報等の記載が必要ですので、利用申請書作成にご協力ください。

なお、申請（住宅改修の場合は事前申請）の際に「受領委任払利用申請書」が添付されていない場合、「償還払い」の取扱いとなりますのでご注意ください。

申請手続の時点で要介護認定の判定待ち（手続き中）の方は、「受領委任払い制度」の対象外となります。「償還払い」でのご利用をお願いします。

申請手続の詳細については、裏面をご覧ください。

4. 支払いについて

介護給付費（9割、8割又は7割分）の支払いが決定すると、提出された「受領委任払い利用申請書」により利用者から委任を受けた事業者へ保険給付分が支払われます。

支払いは支給申請（住宅改修の場合は事後申請）の概ね翌々月末頃になります。

◆利用可能な支給限度額について

介護保険を利用する場合、利用可能な限度額が以下の通りとなります。

| | |
|--------|-------------|
| 福祉用具販売 | 10万円（同一年度内） |
| 住宅改修 | 20万円（期間なし） |

限度額を超えた部分は全額が利用者負担となります。

過去の利用実績については担当ケアマネジャー又は市介護保険課へお問合せください。

◆端数の取扱いについて

保険給付分（9割、8割又は7割分）を算出する際に、1円未満の端数は切り捨てとなります。

※次の事例は1割負担の利用者の場合です。

（事例1） 費用合計：155,555円 保険給付分：139,999円 自己負担分：15,556円

（事例2） 複数の福祉用具を購入した場合は、保険給付分を1種目ずつ算出します。

| | 購入費用 | 保険給付分 | 自己負担分 |
|----|---------|---------|--------|
| A | 25,554円 | 22,998円 | 2,556円 |
| B | 12,456円 | 11,210円 | 1,246円 |
| 合計 | 38,010円 | 34,208円 | 3,802円 |

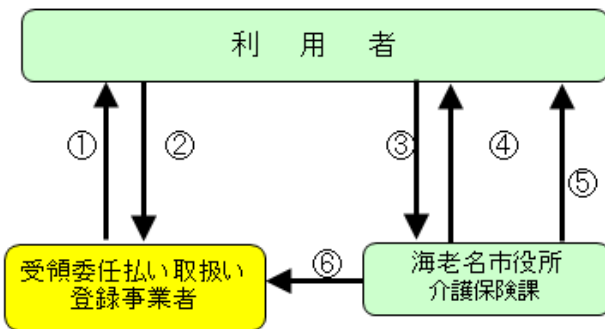
◆領収証の交付について

領収証は被保険者氏名で交付してください。

保険適用外の改修が伴う場合は、保険適用分と保険適用外分の金額が明確に分かるよう記載いただくか、別紙明細書を添付してください。

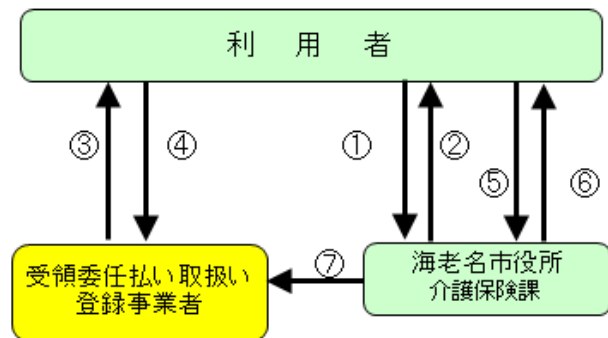
◆支給申請兼受領委任払い利用申請について

【特定福祉用具販売】



- ①納品
- ②1割、2割又は3割分の支払い
- ③支給申請 兼 受領委任払い利用申請
- ④受領委任払い利用決定通知
- ⑤支給決定通知
- ⑥9割、8割又は7割分の支払い

【住宅改修】



- ①事前申請 兼 受領委任払い利用申請
- ②施工内容承認 兼 受領委任払い利用決定通知
- ③施工
- ④1割、2割又は3割分の支払い
- ⑤事後申請
- ⑥支給決定通知
- ⑦9割、8割又は7割分の支払い

◆事前にご相談ください！！

介護保険制度を利用しての福祉用具購入・住宅改修は、対象となる用具や改修内容が決められています。申請手続や対象となる改修内容等についてご不明な点がございましたら、必ず担当のケアマネジャー又は地域包括支援センター、市介護保険課まで事前にご相談ください。

申請のご相談、お問い合わせは
海老名市役所 介護保険課 介護保険係
TEL 046-235-4952（直通）